

令和7年度 プールにおける事故防止 臨時講習会

令和7年8月8日 午後3時～
WEB講習会

南多摩保健所 生活環境安全課 環境衛生担当

小金井市内スポーツクラブプールにおける事故の概要

令和7年7月28日、小金井市のスポーツクラブ内プールにおいて学童クラブが水遊び中に、児童1名（6歳）が溺れる事故が発生しました。

○事故概要（報道内容のみ）

- ・東京都小金井市の「メガロス武蔵小金井」プールの一部を利用して、民設民営学童保育所「メガロス東小金井学童クラブ」が水遊びを行っていた際、小学1年生の6歳男の子1名がプールで浮いた状態で発見された。
- ・入水時の監視は、プールサイドに学童スタッフ1名、水中にスポーツクラブ従業員1名の2名で実施していた。
- ・事故は入水開始から約5分後に発生し、うつぶせの状態で見つかった。
- ・意識不明の状態では救急搬送されたが、同日22時頃死亡が確認された。
- ・溺れていた地点の水深は1.2mであった。
- ・コース中床面の一部に40cmの足台を設置していたが、児童を発見した場所には足台はなかった。
- ・現在も、当時の状況や事故が起きた原因について警察が調べている。

2023年 プールにおける事故事例（ネット検索）

- 1棟貸しのコテージプール 意識不明重体（沖縄県）
- フィットネスプール 5分沈んでいた 男児死亡（富山県）
- 高校屋内プール 飛込練習 頸椎骨折 回復（茨城県）
- 障害者センタープール 歩行レーン 高齢者死亡（大阪府）
- 健康レジャー屋内プール 落下防止柵で指切断（愛知県）
- 屋外プール 熱中症17名搬送 女児中等症（長崎県）
- 市営プール大型スライダー 男児左足骨折（千葉県）
- 複合施設屋外プール 学童クラブ 小1男児死亡（滋賀県）
- リゾートホテル屋外プール 高齢者死亡（沖縄県）
- 県営流れるプール 2歳児浮かぶ 後遺症なく回復（栃木県）
- 無断使用中中学校プール 22歳男性 死亡（静岡県）

2024年 プールにおける事故事例（ネット検索）

- ・ 市民プール学校授業 沈んでいた 6年女児回復（北海道）
- ・ 流れるプール 沈んでいた 3歳児回復（宮崎県）
- ・ 市民プールファミリー用 5年男児意識不明重体（兵庫県）
- ・ 中学校屋外プール 足裏やけど 遅刻で走らせ（熊本県）
- ・ 総合市民プール 水深3.3m 消防訓練 死亡（福岡県）
- ・ 中学校屋外プール 足裏水ぶくれやけど（福岡県）
- ・ 中学校プール使用小学生溺れる 小4男児死亡（高知県）
- ・ プール清掃作業員 浮かんでいた 意識不明（北海道）
- ・ 屋内流水プール 仰向けで浮かぶ 意識不明（岩手県）
- ・ 健康増進プール 床面水濡れ 転倒事故多発（富山県）

2025年 プールにおける事故事例（ネット検索）

- ・ 小学校プール 授業後22名が手に湿疹、しびれ
腹痛症状 全員軽傷 原因不明（福岡県）
- ・ 幼稚園プール 水深数センチ 園児11名に職員2名
うつぶせで発見 転倒の可能性（北海道）
- ・ 小学校プール 授業でプールサイドに座る
暑さ対策のマットに散水するも軽いやけど（富山県）
- ・ リゾートホテルプール 水深1mの底に沈んでいた
意識不明だったがヘリ搬送され回復（高知県）

溺れる際のサイン（例示） 海上保安庁HP一部抜粋

○溺れのサイン

▶後ろから波をかぶり、前髪が顔にかかりながらも浜に向かおうとしている動作。



▶頭が後ろに反り、手ではしごを^{のぼ}るような動作。



▶浮いたり沈んだりしながら、水面に顔を出して空気を吸おうとしている動作。



▶顔を水面に出そうと、両手で水を^{たた}くような動作。



▶かろうじて水をかいて、息を吸おうと水面をもがくような動作。



https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/swimming/04_rescue/

監視体制に係る都プール条例規定等

項目	内容
危険防止・救護・安全確保等	○監視・救護体制 ○施設の安全確認 ○薬品類の適正管理
水泳者	○注意事項、開場時間の表示 ○設備点検結果等の掲示 ○水泳者、水泳不適時の管理
維持管理記録	○必要項目の記入 ○記録の保存
届出	○構造設備 ○管理者 ○その他

東京都プール等取締条例等に係る監視体制に関する規定等

東京都では、プール等取締条例等により以下の規定を設けており、プールの事業者等は、これらの基準を遵守し、遊泳者の安全確保を徹底する必要があります。

○施設の基準

- ・監視所は、施設又は区域全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。なお、一の監視所で施設又は区域全体を見渡すことができない場合に於ては、監視所を複数設けること。【別表 1-1-5】

監視所は、水泳者の安全確保のため、貯水槽の水底を含め、施設又は区域の全体を見渡すことのできる位置に設置し、かつ、事故発生時等に監視人が迅速に対応できる場所とすること。また、プール等の構造上死角が生じるおそれのある場合は、監視所を複数設置すること。【通知】

○措置の基準

- ・危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。【条 5-1-2】
- ・監視人を適当数配置すること。【別表 2-1-2】
- ・許可事業者及び届出事業者は、監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。【別表 2-1-2 の 2】

監視所には、専任の監視人を配置し、常に水泳者の安全に配慮し、危険防止及び救助に努めること。

経営者は、監視人に対して、水泳者の事故発生防止、事故発生時の対応、人命救助並びに衛生管理等に必要な事項の知識及び技術等について、施設又は区域に即した研修及び訓練を行うこと。

また、これに加えて、保健所及び消防署等の外部機関で実施される講習を受講するなど監視人の研修及び訓練の一層の充実を図ることが望ましい。【通知】

- ・救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。【別表 2-1-3】

救命器具は、監視人が事故等の緊急時に迅速に使用できる場所に保管し、常に適正に使用できる状態であること。【通知】

- ・救護のために、二以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。【別表 2-1-9】

経営者、管理者、監視人その他の関係者の事故発生時の連絡体制及び対応方法について、マニュアル等を作成するなど、体制を整備すること。また、マニュアル等は監視所に常備し、緊急時に活用できるようにしておくこと。【通知】

※ 【】内の表記は以下の根拠法令を指す。

条例：プール等取締条例（条 1-1-1 とは、条例第 1 条第 1 項第 1 号のことをいう。）

別表：プール等取締条例施行規則別表

通知：平成 19 年 11 月 21 日 19 福保健衛第 8 4 9 号

東京都プール等取締条例等に係る監視体制に関する規定等

東京都では、プール等取締条例等により以下の規定を設けており、これらの基準を遵守し、遊泳者の安全確保を徹底する必要があります。

○措置の基準

- ・危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。【条 5-1-2】
- ・監視人を適当数配置すること。【別表 2-1-2】
- ・許可事業者及び届出事業者は、監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。【別表 2-1-2 の 2】

監視所には、専任の監視人を配置し、常に水泳者の安全に配慮し、危険防止及び救助に努めること。

経営者は、監視人に対して、水泳者の事故発生防止、事故発生時の対応、人命救助並びに衛生管理等に必要な事項の知識及び技術等について、施設又は区域に即した研修及び訓練を行うこと。

また、これに加えて、保健所及び消防署等の外部機関で実施される講習を受講するなど監視人の研修及び訓練の一層の充実を図ることが望ましい。【通知】

- ・救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。【別表 2-1-3】

救命器具は、監視人が事故等の緊急時に迅速に使用できる場所に保管し、常に適正に使用できる状態であること。【通知】

- ・救護のために、二以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。【別表 2-1-9】

経営者、管理者、監視人その他の関係者の事故発生時の連絡体制及び対応方法について、マニュアル等を作成するなど、体制を整備すること。また、マニュアル等は監視所に常備し、緊急時に活用できるようにしておくこと。【通知】

○（参考）施設の基準

- ・監視所は、施設又は区域全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。なお、一の監視所で施設又は区域全体を見渡すことができない場合に於ては、監視所を複数設けること。【別表 1-1-5】

監視所は、水泳者の安全確保のため、貯水槽の水底を含め、施設又は区域の全体を見渡すことのできる位置に設置し、かつ、事故発生時等に監視人が迅速に対応できる場所とすること。また、プール等の構造上死角が生じるおそれのある場合は、監視所を複数設置すること。【通知】

※ 【】内の表記は以下の根拠法令を指す。

条例：プール等取締条例（条 1-1-1 とは、条例第 1 条第 1 項第 1 号のことをいう。）

別表：プール等取締条例施行規則別表

通知：平成 19 年 11 月 21 日 19 福保健衛第 8 4 9 号

監視人の配置

【不適例】 適当数の監視人がいない

- 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。
（条5-1-2）
- 監視人を適当数配置すること。（別表2-1-2）
- 監視所には専任の監視人を配置し～（通知）

営業プールのインストラクター、学校の
プール授業で教える先生は専任の監視人
ではありません！



危険防止・救護・安全確保等

【不適例】救命用具が不足・迅速に使用できない



施設の安全確認

【不適例】 亀裂・剥離の放置



亀裂



剥離

施設の安全 やけど、熱中症

【不適例】 プールサイドの高温・気温水温上昇

直射日光等によるやけど



熱中症対策



吸い込み・吸付き防止

【不適例】 吸込み金具の破損、固定器具のはずれ

吸込み防止金具



金網



遊泳前後に、排水口や吐出口の金網、鉄格子及び吸込み防止金具が固定されているか確認します。

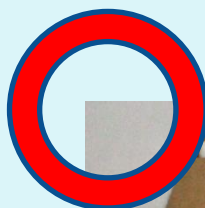
薬品類の適正管理

【不適例】 保管庫外に放置・異なる薬品の隣接

改善が必要な例



適切な保管例



プール等に起因する疾病・事故発生届

事故発生時は速やかに保健所に提出してください。

◆ 報告事項

- ① 発生日時
- ② 発生場所
- ③ 疾病・事故の概要
- ④ 患者等発生状況
- ⑤ プール等の概要

年 月 日	
東京都南多摩保健所 殿	経営者 住所 氏名
プール等に起因する疾病・事故発生届	
プール等に起因する疾病・事故が発生したので、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 発生日時	令和 年 月 日 (午前・午後) 時 分
2 発生場所	プール等 名称: 所在地:
3 疾病・事故の概要	
4 患者等発生状況 (発生数・発生範囲・感染経路・接触範囲・症状等)	
5 プール等の概要 (当日の使用状況・管理状況等)	

<保健所使用欄>

1 調査担当者
2 行政上の措置 (調査指導・防疫措置・関係各機関との連絡・広報・措置命令・水質検査等の処置経過)
3 考察 (原因)

プールにおける事故発生時には
必ず保健所にお問合せ下さい。

南多摩保健所 環境衛生担当
電話042(371)7661(代)

